

ララ代表と日本政府との協約（案）

ララ代表と日本政府は連合国軍最高司令官總司令部よりララ宛の警備（一九四九年附）及び日本政府宛の覚書（A O 四〇〇）に基いて日本に於けるララ救援物資の受領並びに配分について次のとおり協約をする。

第一條 目的

ララ救援物資は凡て日本の復興に供するため國籍、宗教、人種或は政治的信念によつて區別されることなく必要に應じ公平、有效、且つ適切に眞に救済を必要とするものに無償で配分するものとする。

第二條 物資の引渡及び配分の方法

- (1) ララ代表は提供する救援物資を日本政府に所定の港において引き渡すものとし、日本政府は配分の対象となる消費団体又は個人に代りこれを受領するものとする。
- (2) 日本政府は右の物資をララ代表と協働の上第一條の目的にそつと適正に配分するものとする。

第三條 日本政府の責任

- (1) 日本政府はララ救援物資の受領より消費団体又は個人に到る右物資の保護、管理、割当及び配給に關し全責任を負い、これに必要な経費を負擔する。
- (2) 日本政府は右の物資の荷卸、運送、貯蔵に當つては警察の取締を行い盜難、破損、その他予防し得る損失の防止に万全の措置を講ずる。
- (3) 日本政府はララ救援物資の荷卸、取扱入庫、輸送に對しては優先的に行ふ。

第四條 税金の免除

- (1) 日本政府はララ救援物資に對しては輸入税その他あらゆる公の權威によつて課せらるるすべての税はすべてこれを免除する措置を講ずる。
- (2) 日本人でないララ代表及び雇員に支拂う俸給、報酬及びララ代表の交通機關、事務所設備に對しては前項のあらゆる税、手数料を免除する措置を講ずる。

第五條 協約の期間

この協約は一九五〇年四月一日より日本におけるララの救援活動が完全に終結するまで有効とする。

第六條 更

この協約を改定する場合及び前條以外の必要な事項についてはその都度両者協議のうえこれを定めるものとする。

日本國內閣總理大臣 吉 田

茂

一九五〇年 月 日

ララ 代表 ドクター、バット

ミス、ロイズ

ファザー、フェルセツカー

連合軍總司令部

軍郵 五〇〇

一九四九、一〇、二五

總司令部公衆衛生福社部氣付

L A R A 御 中

日本に於けるララの計畫活動は連合國軍最高司令官の同國における任務遂行上言外の効果と援助を提供したものである。

海外における民間の有志團體がそれぞれの救援物資を送るに當り一つの認可された團體即ちL A R Aを通じて實現し而して救護が最も必要であり廣範圍にこれを要した當時に一括的に日本政府の救援分野に合流し無差別平等に有効に行われたことは特筆に價する處である。

今や日本の社會、經濟事情は順次恢復し多くの統制、制限はこれを解除撤廢し得る時に立ち到つてゐる。海外より民間の救援物資を割当又は分配のため日本に於ける特定の代表者或は代運者に直送する場合の從來の制限もその一つである。

此の制限の解除によつてL A R Aの計畫もその遂行上從來の方針によらなければならぬといふ必要はなくなるのである。しかしL A R Aが新しい方針に即應する態勢を整えるため十分な時日を得るために日本政府との現在のとりきめ、即ち日本政府がL A R A救援物資を受取り、その安全な受渡し、運搬、割当及び分配に關して責任を有することは昭和二十五年（一九五〇）三月卅一日まで継続するものとする。

昭和二十五年四月一日以降L A R Aは希望によつて在日認可民間社會福社團體（

）として日本において割当、無償分配のため海外より救援物資の送付を受けることを継続し得るのである。L A R Aは昭和二十五年四月一日以降從來實施の計畫通り活動を遂行し得るのであるが割当及び（或は）救援のため分配するL A R A救援物資を受入れるための日本政府の協定は總てL A R Aと日本政府との間のものであつて尙右の協定は總司令部の審査承認を要するものとする。

L A R A及び日本政府或はその一方が上述の如き協定を好まない場合においてもL A R Aは救援物資を継続して輸入することが出来る。但しこの場合は輸入に許可證（

を要する。

右の救援物資の受領後はその割当、配分についてはLARAにおいてその責任を負うのである。昭和二十五年三月卅一日以降LARA及び（或は）その代表者は他の認可民間社
会団体分野に属することとなり、占領軍としての援助を受けないこととなるのである。

LARAの計画に對し又その代表の方々が我々当局者及び地方關係官に對して示された御友情と御協力とに對し厚く感謝致す次第であります。

我々は四月以降のLARAの即活動計画に關してなるべく速に伺いなく存じます。

准 將 K、B、ブ ツ シ
副 官 部

連合國軍最高司令官總司令部

A P O 五〇〇

昭和二十四年十月二十五日

A O 四〇〇 (四九年七月廿六日) P H

S O A P I N 二〇五四

日本政府覚書

アジア救済認可団体 (L A R A) からの救済物資の
受領及び配給について

一、参照覚書

標記と同一の件についての連合國最高司令官總司令部發、日本政府覚書整理番號 A G
四〇〇 (四六年八月卅日) P H, S O A P I N 一一六九、一九四六年八月卅日付

二、参照覚書はその第四項のうちの月次報告に關する部分をのぞき、一九五〇年四月一日
付をもつてこれを無効とする。第四項中の月次報告に關する部分は、日本政府覚書の「
ララ」救済物資全部の割当配給を終るまで引き続き有効とする。

最高司令官代

參謀副官 准將

K, B, ブツシユ

一九四六年八月三十日
聯合國最高司令部發
帝國政府宛
終連經由

アジア救済機關からの救済物資の受領及び配給の件

一、さきにアジア救済機關よりの救済物資の供給を口頭をもつて受諾せる帝國政府は日本の困窮者用に合衆國の私設機關により與えられたる該救済物資の權利を岸壁において管理し右物品を管理、輸送、貯蔵並びに配給するよう直ちに手配すべし、右物資は總量一ヶ月三〇〇〇噸を超えざるべし。

二、帝國政府は該救済物資の岸壁より使用機關に渡す間の保管、移動、割当及び配給に關する全責任を負ふものとす、右物資の積荷を卸す際輸送、倉庫に納める際並びに配給に當り警察の完全なる保護を與ふべし。帝國政府は盜難、破損或は途中に起る防止し得る其の他の損耗に對し聯合國軍最高司令官に責任を採るものとす物資を船から速に引き取るようなすべし。

三、一九四六年九月一日或はそれ以前に帝國政府は次の報告を含む該救済物資の配給に關する一般の實施計畫を提出すべし。

- 1. 會計方法
 - 2. 貯蔵計畫
 - 3. 配給計畫
 - 4. 保護計畫の詳細
- 四、前記手ノ項は次の詳細なる情報を含む報告形式をとり、聯合國軍最高司令部宛毎月送付するものとす。
- 1. 受領せる全物資の記録
 - 2. 配給せる全物資
 - 3. 配給せる機關
 - 4. 現金額
 - 5. 全未配給物資の場所

五、右救済物資の配給に先立ち聯合國軍最高司令部は、帝國政府に、割当計畫及び報告と利用する機關につき報告せらるべし。

最高司令官代
大佐、副將